

平成26年度第3回（第27回） 外務省契約監視委員会
議事概要

開催日及び場所	平成26年9月30日（火） 於：外務省202号会議室		
委員	委員長 中里 実 委員 中谷 和弘、三笥 裕、宮本 和之、門伝 明子		
抽出案件	(備考) 審査対象： 平成26年度第1四半期		
一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）			2/26 件
一般競争方式（上記以外）			2/93 件
指名競争方式			0/11 件
企画競争に基づく随意契約方式			0/84 件
公募に基づく随意契約方式			1/14 件
その他の随意契約方式			5/176 件
	合 計	404 件	
	意 見 ・ 質 問	回 答	
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし		
その他	なし		

別紙

委 員	外 務 省
<p>1. 物品・役務等の契約（総括表） （特段の意見等なし）</p> <p>2. 指名停止等の運用状況 （特段の意見等なし）</p> <p>3. 再度入札における一位不働状況 （特段の意見等なし）</p> <p>4. 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 （特段の意見等なし）</p> <p>5. 抽出案件の審議</p> <p>①-25「生計費等調査」業務委嘱（一般競争入札：政府調達）</p> <p>○本件調査は毎年行われているものなのか。また、外務人事審議会において、毎年調査するよう勧告されているのか。</p> <p>○外務人事審議会による勧告に基づき民間調査機関による調査結果を活用するようになる以前においてはどのような方式にて在勤手当の額を算出していたのか。</p> <p>○一者応札となっているが他の事業者は存在するのか。また、他の事業者が存在する場合においては一者応札を解消すべく応札の打診等を行っているのか。</p>	<p>●本件調査は毎年行われているものである。なお、在勤手当の額については法律により物価・為替等の変動状況を毎年調査の上、検討することが定められており、民間調査結果はそれを補完する資料である。また、外務人事審議会において民間調査機関による調査結果を活用した手当水準の改定を引き続き行っていくことが勧告されている。</p> <p>●民間調査機関による調査結果を活用する以前においては、基準となる米国ワシントンにおける生計費を調査の上、他の在外公館所在地については同地との物価差を調査し、格差を算出することにより在勤手当の額を算出していた。</p> <p>●かつて存在していた事業者のうち一者が本件事業者と合併する等事業者数は少ないものと承知するものの、入札説明会へは他の事業者も参加しており本件事業以外も存在する。なお、入札説明会への参加が得られた他の事業者については本件事業者に比して定点観測</p>

委 員	外 務 省
<p>○調査におけるデータ算出方法等については事業者側が決定しているのか。また、調査結果についてはそのまま使用しているのか。</p> <p>○事業者が異なる場合には調査におけるデータ算出方法等の違いにより問題が生じるのではないか。</p> <p>○事業者による調査結果に対して在外公館より意見が表明されることはあるのか。また、そうした情報はどのように反映されるのか。</p> <p>②-59 「外務大臣等の記者会見記録等英訳作成」業務委嘱（一般競争入札）</p> <p>○競争参加資格の等級とはどのようなものであるのか。</p> <p>○事業者より提出された成果物について品質確認をする体制は構築されているのか。</p>	<p>している都市数が少なく、当方が求める都市を調査するためには別途追加調査をする必要が生じ経費が高額となることから入札に応じていただけない状況であった。</p> <p>●本件については調査自体を個別に依頼するものではなく、本件事業者側が毎年実施している調査に基づき作成されたデータを購入しているものであり、同データについては本件事業者により算出方法等が定められたものである。なお、調査結果については他の顧客に対して提供されているものと同様であり、透明性を高める観点から加工等することなくデータをそのまま使用している。</p> <p>●他の事業者と契約をした場合、データ算出方法等の違いにより連続性が崩れる等の不安と課題を抱えているものの、いずれにしても同事業者により提供されるデータを利用せざるを得ないものとする。</p> <p>●任国にて発表されている物価指数との違い等により事業者による調査結果に疑義が呈されることもある。なお、そうした意見等については事業者側に伝達することにより対応しており、同意見等が事業者側の判断により場合によっては今後の調査に活かされる可能性があると考えている。</p> <p>●自己資本額の合計及び営業年数等により申請に基づき付与される競争参加資格及びそれにより格付けされた等級であり、大手事業者以外の事業者幅広い参加を促す観点から事業の規模に応じて参加可能な等級を決定しているものである。</p> <p>●入札前に技能審査を行い技能が一定水準に達していない事業者は対象外としている他、事</p>

委 員	外 務 省
<p>○1語（英語1ワード）あたりの単価により契約されているが単価の算出根拠はどのようなものであるのか。また、同方式による単価契約はどのような理由で採用されたのか。</p> <p>○本件業務を外務省職員が行うことはできないのか。また、本件同様の業務は他の需要も高いと考えるところ、通訳または翻訳要員等として別途雇用することについても検討されたのか。</p> <p>①-3「業務系共通プラットフォーム運用管理」業務委嘱（一般競争入札：政府調達）</p> <p>○サーバ機器の維持経費削減を図ることを目的としてサーバ機器を統合したとのことであるが、実際の経費削減は見込みどおりに行われているのか。</p> <p>○業務系共通プラットフォーム上で稼働している個々のシステムは全て本件事業者が構築したものであるのか。</p> <p>○業務系共通プラットフォームには官房業務システムも含まれるのか。</p>	<p>業者より提出された成果物については常に複数名の当省担当者が確認することにより品質を担保している。なお、同確認結果を事業者側に伝達することにより、以後の作業品質向上を図っている。</p> <p>●単価については事業者による見積もり及び過去の契約単価を勘案の上、算出したものである。なお、本件同様の契約においては1語（英語1ワード）あたりの単価により契約することが一般的であるため同方式を採用した。</p> <p>●本件業務の性質上、緊急時対応もあるため常に待機する必要があること及び相応の分量がある場合においても短時間で作業する必要が生じること等の理由により、本件業務を主とする人員を配置することは人事政策上困難であると思われる。なお、同様の理由により別途雇用するよりも、複数名で常時対応可能な外部事業者への業務委嘱を行うことがより合理的であると判断しているところである。</p> <p>●平成27年度までに7,700万円の減額を見込んでおり、経費削減は現状では見込みどおりに行われている。</p> <p>●個々のシステムは本件事業者とは異なる別の事業者がそれぞれ構築したものである。</p> <p>●官房業務システムについては含まれていない。なお、今後の計画において同システムを業務系プラットフォームに組み込むことについては、全府省庁として取り組んでいる府省共通システムの導入との兼ね合いを考慮の上、検討していきたい。</p>

委 員	外 務 省
<p>⑤-1 「官房業務システム保守」業務委嘱（公募）</p> <p>○他の事業者の有無を調べるために公募したものの結果としては一者応募となった案件であるとのことだが、来年度以降はどのような契約方式としていくのか。</p> <p>②-40 「医務官用医薬品（ワクチン類）」の購入（一般競争入札）</p> <p>○ワクチン類の有効期間はどれくらいであるのか。</p> <p>○有効期限切れとなったワクチン類についてはどのように取り扱われているのか。また、有効切れとなったワクチン類については現地の医療機関に寄贈する等により別途活用をしているのか。</p> <p>○ワクチン類は単価が定められているものであるのか。また、事業者によって価格が異なるものであるのか。</p> <p>⑥-145 外交行囊用封緘シールの製造及び納入（随意契約）</p> <p>○本件事業者以外の他の事業者を契約の相手先とすることについては本件の性質に鑑みたセキュリティ面における信頼性確保の観点からどのように考えるのか。</p> <p>○保管可能な品であるため、手続きの手間との観点等から数年分をまとめて契約を締結しても良いのではないかと。</p> <p>⑥-34 「在外公館施設におけるエンジニア派遣」業務委嘱（随意契約）</p>	<p>●来年度以降についても引き続き他の事業者発掘に向けた公募を行うことにより、競争性を確保した契約方式としていきたい。</p> <p>●種類によって異なるが多くは1～3年程度である。</p> <p>●有効期限切れとなったワクチン類については、現地の在外公館において任国の法律に則り適切に廃棄するよう指示している。なお、有効期限切れとなったワクチン類については、任国の法律による制限等もあり、用途が異なる活用はしていない。</p> <p>●本件にて購入したワクチン類は薬価基準により公定価格が定められているものと薬価適用外のものとのがあり、事業者によって価格は異なるものである。</p> <p>●製品管理、品質及び偽造困難度を考慮した場合、高度な偽造防止技術を有し、日本銀行券及び日本国旅券等我が国における重要な印刷物を製造する本件事業者が、他の事業者と比して最適な契約の相手先であると考えます。</p> <p>●毎年実際に使用した枚数を勘案して発注していること及び予算の制約もあり、煩雑であっても年度毎に手続きの上、契約を締結しているものである。</p>

委 員	外 務 省
<p>○本件事業者は本件のような海外技術者派遣を主たる業務としているのか。</p> <p>⑥-136 米国大統領一行接遇（赤坂迎賓館離宮）（随意契約）</p> <p>○直前まで会場が決まらなかったとのことであるが、会場確定前に、想定される会場毎に数社から見積もりを取得していたのか。</p> <p>○本件のように急遽持ち上がる案件の場合、対応可能な事業者が見つからなかったときの手当についてはどう考えているのか。</p> <p>⑥-69 成田国際空港フライト情報の提供及びビデオ表示器使用料（随意契約）</p> <p>○第1旅客ターミナルビル分と第2旅客ターミナルビル分で異なる契約金額となっているのはどのような理由からか。また、それは液晶モニターの大きさの違いによるものか。</p> <p>⑥-102 危機管理システム一式の賃貸借（随意契約）</p> <p>○本件契約はリース期間終了後の再リースに係るものであるとのことだが、緊急時に使用する必要があるものを再リースとすることでハードディスク等に経年劣化による問題等は生じないのか。また、平常時には使用されないものであると存じるが、定期的な動作確認を行っているのか。</p>	<p>●本件事業者は海外技術者派遣の他、救急車や自転車等の供与によるリサイクル援助及び乾パンによる難民救援食料援助等の業務を行っているものと承知している。なお、本件同様の海外技術者派遣業務については10年以上の実績を有している。</p> <p>●会場確定前には見積もりを取得することはしていない。</p> <p>●外交案件においては先方からの要望等に応えるため本件のように緊急に手配せざるを得ないことも多く、やむを得ず準備期間が短い場合がある。</p> <p>●液晶モニターの大きさの違いに限らず、システム全体の新しさ及び設備投資額の違い等により異なる契約金額となっているものである。なお、第1旅客ターミナルビル改修後の供用開始は1999年、第2旅客ターミナルビル供用開始は1992年であり、第1旅客ターミナルビルの設備の方が新しい。</p> <p>●緊急時に使用する必要があるシステムであるため経年劣化による問題等の発生には常に注意を払いつつ、限られた予算の中で耐用年数を見極めながら運用しているところである。なお、緊急時の使用有無に限らず当省職員により定期的な動作確認を行う等適切に保守点検を行っている。</p>